

社会福祉法人 芦刈福祉会

役員報酬及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は芦刈福祉会の役員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。

2 理事に対して各年度の総額が500,000円、監事に対して各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員が職務のため旅行した場合、費用弁償として、旅費を支給する。

2 旅費の種類及び旅費の額は、あしかりこども園旅費支給規則による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

役員報酬・費用弁償等支給規程は廃止する。

附 則

この規則は、議決の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

令和元年6月17日改正

(別 表)

役 員	報 酬 額
理事長、理事、監事	日 額 5,000 円 + 所得税加算額
評議員選任・解任委員会外部委員	日 額 4,000 円 + 所得税加算額
評議員	日 額 4,000 円 + 所得税加算額
第三者委員会委員	日 額 4,000 円 + 所得税加算額